

## 多田雅史

---

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.202】

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 力所へ BCC 送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

### 【目次】

1. 慶応大学病院の乳児の心臓手術めぐる訴訟 原告敗訴 東京地裁 (添付)
2. 抗不安薬や睡眠薬の処方数が増加 コロナ禍のストレス、依存症の懸念 (添付)
3. ひき逃げ男を覚醒剤使用で再逮捕 (添付)
4. 医療法で、国循の報告件数の調査結果 (関連記事含め添付)
5. 行政事件訴訟法の裁判の弁論期日 (お知らせ)

### 【記事】

1. 慶応大学病院の乳児の心臓手術めぐる訴訟 原告敗訴 東京地裁 (添付)

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200529/k10012450291000.html>

<https://www.news24.jp/articles/2020/05/29/07652584.html>

以下引用

『29日の判決で東京地裁は、病院の医師らが心臓のエコー検査を行わなかったことについては、鑑定人の「不適切ではない」とする意見に「医学的合理性がある」としました。また、脳モニターを使用しなかったことについては、「当時は脳モニターを採用していない施設が多くガイドライン上も必要性が示されていないこと等を理由に一致して不適切とはいえない」とする鑑定人の意見を採用し、「被告病院の医師らに注意義務違反があったということはできない」として原告側の訴えをしりぞける判決を言い渡しました。』

裁判所が「脳モニターの使用はガイドラインに示されていない」という理由で、医師の過失を認めなかったことは、果たして、正しい判断なのか？

乳児の心臓手術であれば、最善の検査機器を用意すべきではないか。医療機関において、事故情報の共有化が進んでいない実態があることを見落としている。また、鑑定人は医師だろうから、元々、被告に有利な鑑定書を書くに決まっている。

2. 抗不安薬や睡眠薬の処方数が増加 コロナ禍のストレス、依存症の懸念 (添付)

<https://www.dailysunny.com/2020/05/27/nynews200527-6/>

以下引用

『全米ではこのところ、コロナ禍のストレスが影響し、抗不安薬や睡眠薬の処方数が増加。薬の依存症や乱用の懸念があるとして医者が警鐘を鳴らしている。ウォール・ストリート・ジャーナルが25日、報じた。抗不安薬として処方されるベンゾジアゼピン系薬は即効性が認められているものの、耐性から用量を増やす必要がでてくる。依存症に陥る恐れもあり、乱用すれば呼吸困難による死の危険もある。』

2020/06/03 20:31

ントン D.C の精神科医、ベス・サルセドさんは、精神の健康を維持し、薬物依存を防止する方法として「適度な運動と健康的な食事。アルコールを控え、家族や友人と連絡を絶やさないようにすること」とアドバイス。』

やはり、記事にもある通り、『**生活習慣をを良くすることが、何よりも大事**』であり、最初に“薬物で処理しよう”と考えたこと自体が間違いの始まりである。

### 3. ひき逃げ男を覚醒剤使用で再逮捕 (添付)

<https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20200529/7000021583.html>

以下引用

『今月、札幌市で起きた死亡ひき逃げ事件で逮捕された42歳の男が、警察に出頭する前、覚醒剤を使用していた疑いがあるとして、29日再逮捕されました。警察は、薬物を使用した状態で車を運転していた可能性があるともみて調べています。』

日本国内で「覚醒剤の蔓延」が始まっていることが分かる。さて、NCNP 松本俊彦医師が提唱する「日本もカナダやオランダのように大麻・覚醒剤の自由化・非刑罰化」を実施すれば、一体、どうなるのか？コンビニで大麻や覚醒剤が販売されることになるが、ヤクザも収入源として、大量に「正規輸入」するだろうが、日本は破滅しないだろうか？

### 4. 医療法で、国循の報告件数の調査結果 (関連記事含め添付)

特定機能病院は、医療法で、①「医療事故」は「医療事故調査制度」による報告義務があり、②「事故等事案」は「医療事故情報収集等事業」による報告義務がある。国循に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律により、法人文書を開示請求した結果、

①の医療事故の報告件数は、医療事故調査制度：H27 開始以来、0件

②の事故等事案の報告件数は、医療事故情報収集等事業：H16 開始以来、0件

結論：国循が報告したと確認できた数は0件であった。

### 5. 行政事件訴訟法の裁判の弁論期日 (お知らせ)

行政事件訴訟法により、名古屋ベンゾジアゼピン医療過誤訴訟で複数の注意義務違反と損害賠償命令が確定した被告の国循(国立循環器病研究センター)に対し、医療法の報告義務の履行を求める訴訟が名古屋地方裁判所で進行中。公判は一時コロナで停止していたが、以下のとおり再開される。

(1)弁論日時：令和2年6月26日(金) 16:00~

(2)名古屋地方裁判所 法廷

(3)原告=多田雅史、被告=国循

(4)上記期日の6/26は争点整理の予定。被告は医療法の報告書の提出を拒否している。傍聴自由。



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史